

## 「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」（素案） に対する意見募集結果について

「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）（素案）」について、県民の皆様から御意見を募集した結果は次のとおりです。御意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

お寄せいただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

### 1 意見募集の期間

令和3年3月10日（水）から令和3年4月9日（金）まで

### 2 意見提出の状況

- (1) 意見書の数            4 通
- (2) 具体の意見数        6 件

### 3 お寄せいただいた御意見と、県の考え方・対応

番号	意見の概要	県の考え方・対応
1	交通安全の教育の機会がない運転免許を持たない大人へ、どう教育するか。	運転免許の有無に関わらず自転車の交通ルール等について学ぶことができるよう、関係機関・団体と連携し、地域における交通安全教育を推進するとともに、県広報紙への掲載など様々な媒体を通じて、自転車の安全で適正な利用に関する広報啓発活動を行ってまいります。
2	高齢者は、交通量が多い場所、自転車歩行者進入禁止場所でも平らな道や近道などを理由に進入したりするのをどう迂回させるか。	車両や歩行者の通行方法、通行禁止場所等については、道路交通法で定められています。県としては、関係機関・団体と連携し、地域における交通安全教育を推進するとともに、自転車の安全で適正な利用に関する広報啓発活動を行う中で、交通ルールの遵守と交通マナーの向上の促進に努めてまいります。
3	自転車販売店で身体にあった自転車の販売を義務化。	自転車の安全で適正な利用には、自身の体格にあった自転車を利用することも必要なことであると考えますので、自転車の安全で適正な利用に関する広報啓発活動を行う中で周知に努めてまいります。
4	県の社会情勢の活発化、観光促進を目指して「タンDEM自転車（縦列2人乗り自転車）」の使用許可を願います。	いわゆるタンDEM自転車は、観光促進等に寄与することが期待されていますが、当県では、自転車専用道路以外の一般公道での走行に関して、秋田県道路交通法施行細則において制限を定めています。御意見については、所管する県警察の担当課に伝えさせていただきます。
5	自転車保険について、年齢制限があり、高齢者が契約できないので、年齢無制限の自転車保険を制定していただけないか。	自転車の利用に係る事故により生じた損害を補償する保険としては、損害賠償責任保険と本人のケガを補償する傷害保険をセットにした自転車向けの保険、自動車保険や火災保険の特約としての個人賠償責任保険など様々な種類があり、その中には加入年齢に制限がない保険もあります。 また、自転車整備店において点検・整備を行った安全な自転車であることを示す「TSマーク」に付帯した保険もあり、この保険は自転車の所有者に限らず、その自転車に乗車している人が補償の対象となっており、補償対象年齢に制限はあり

番号	意見の概要	県の考え方・対応
		<p>ません。          県としては、自転車の安全で適正な利用に関する広報啓発活動を行う中で、このような情報の提供にも努めてまいります。</p>
6	<p>自転車を運転する際は、保険に加入しておくことが必要であり、保険を義務化することには賛成である。</p>	

#### 4 問い合わせ先

秋田県生活環境部 県民生活課

所在地：秋田県秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁5階

電話：018-860-1523

FAX：018-860-3891

E-mail：kenminseikatu@pref.akita.lg.jp